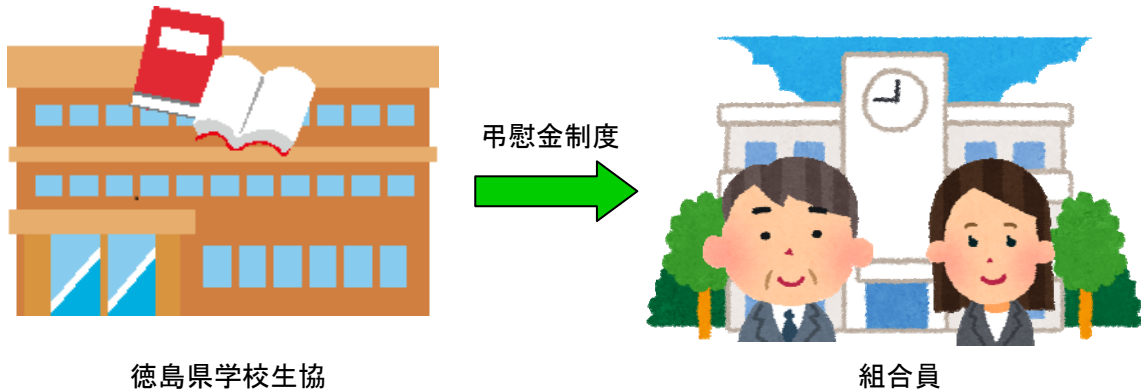


# 徳島県学校生協 弔慰金制度

平成 28 年 12 月 1 日より、徳島県学校生協組合員さまを対象に弔慰金制度が始まりました。



## 【概要】

- ・ 対象者 徳島県学校生活協同組合員（再任用・臨時を除く県費負担）
- ・ 支給額 500,000 円
- ・ 範囲 本人が死亡または高度障害状態(付表)に該当
- ・ 受給者 組合員が死亡した場合・・・範囲及び順位は、労働基準法施行規則第 4 2 条以下に定めるところによるものとし、同順位の者が 2 人以上存在する場合には、受給者のうち組合が認めた代表者に対し支払う  
高度障害状態の場合・・・本人に支給
- ・ 実施日 平成 28 年 12 月 1 日

## 【付表】（高度障害状態）

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの (注)
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

(注)「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

保険金をお支払できない場合は以下の通りです。

① 死亡保険金

- ・ご契約の加入日または増額日から起算して1年以内に被保険者が自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、支払う場合があります。)
- ・保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき
- ・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ・戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度に応じて全額または削減して支払う場合があります。)
- ・告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反としてご契約の全部または一部が解除されたとき
- ・重大事由によりご契約の全部または一部が解除されたとき
- ・保険料のお払込みがなされずご契約が失効し、失効日以後に被保険者が死亡されたとき
- ・当社がご契約上の責任を開始する日より前に被保険者が死亡されたとき
- ・約款および申込内容等により定められた加入資格のない方が含まれていたために、ご契約のその方の部分について無効となるとき
- ・対象規程上、死亡退職金等が支払われないとき  
など

② 高度障害保険金

- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度に応じて全額または削減して支払う場合があります。)
- ・告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反としてご契約の全部または一部が解除されたとき
- ・重大事由によりご契約の全部または一部が解除されたとき
- ・保険料のお払込みがなされずご契約が失効し、失効日以後に被保険者が高度障害状態になられたとき
- ・ご契約の加入日、復活日または増額日より前の傷害または疾病を原因として被保険者が高度障害状態になられたとき
- ・約款および申込内容等により定められた加入資格のない方が含まれていたために、ご契約のその方の部分について無効となるとき
- ・対象規程上、障害金等が支払われないとき
- ・付表に定める高度障害状態に該当しない場合  
など